

98 民法・商法・訴訟法草案は法制局の審査を経ず直に元老

院の議定に付せらるの件請議 [明治二十一年九月]

明治廿一年九月廿六日決定

(下條)

民法商法訴訟法草案内閣審査之義ハ法制局長官意見之通決定相成可然哉乞閣議

山田顕義

(黒田) (山原)

(大隈) (井上)

(松方) (森花押)

(花押)

(大山) (榎本)

(印)

(印)

(注記1) 法律取調委員長ノ覚書ヲ閱スルニ民法商法訴訟法略々成功セシヲ以テ本局并ニ元老院ヲシテ本年十一月ヨリ明年六月ニ至ル八個月間ニ之ヲ審査議了セシメ来ル明治二十二年七月ヲ期シテ之ヲ公布セントスルニ在リ

抑々法律ノ制定ハ反覆熟考以テ其ノ宜キヲ制スヘキ者ニシテ苟モ速成ヲ要スヘキ者ニアラス今法律取調委員長ノ覚書ニ拠リ本局ニ於テ審査スヘキ法律ノ条数ト日数トヲ比較スルニ民法千五百条商法八百五十条(抹消) (加増)千五百条ノ内三百条ハ既ニ内(五十)訴訟法九百条合テ三千式百五十条アリ之ヲ七ヶ月(元老院ハ八ヶ月法制局ハ七ヶ月ノ予定ナリ)間凡ソ一ヶ月廿七日ノ執務トシ即チ百八十九日ヲ以テ算除スルニ一日

(注記2)

百条商法八百五十条千五百条ノ内三百条ハ既ニ内(五十)訴訟法九百条合テ三千式百五十条アリ之ヲ七ヶ月(元老院ハ八ヶ月法制局ハ七ヶ月ノ予定ナリ)間凡ソ一ヶ月廿七日ノ執務トシ即チ百八十九日ヲ以テ算除スルニ一日

必ス十七条余ヲ議了セサルヘカラス蓋シ此ノ日子ヲ以テ此ノ条
 数ヲ議ス焉クンソ實際ノ適否ヲ審按スルノ余地アランヤ実地之
 ヲ審按スルノ余地ナクシテ強テ其ノ任ニ当ルハ徒ニ其ノ責ヲ塞
 クノミニシテ本局ノ肯テ為スニ忍ヒサル所ナリ

曩キニ法律取調委員ノ審査ヲ經テ内閣ニ提出シタル帝國裁判構
 成法ハ現ニ本局ノ審按ヲ經タリ本局ノ意見ニ拠ルニ其ノ条項中
 反覆熟議ヲ要スル者ナクンハアラス或ハ恐ル他ノ法律モ亦此ノ
 例ニ均シキ者アラン若シ仮スニ時日ヲ以テセラレザレハ本局ハ
 更ニ審按ノ効ヲ見ルノ望ナキナリ

然リト雖モ民法其他各法ハ元ト特別ニ組織セラレタル法律取調
 委員ノ審査ヲ經タルモノニシテ且ツ他ニ急施ヲ要セラル、特別
 ノ事情アリテ猶予ヲ得サル者トセハ法制局ノ審査ヲ經スシテ直
 ニ元老院ノ議定ニ付セラル、方可然ナリ是レ尋常ノ順序ニアラ
 スト雖モ亦止ヲ得サルモノナリトス

(注記3)

去歲法律取調事務ヲ本会ニ移シ取調委員ノ数ヲ増シ報告委員ヲ
 置キ新ニ議事ヲ創ムルニ当リ取調フヘキ法律ノ条数左ノ如クナ
 リシ且予シメ本年中ニ取調ヲ終ルヘキヲ期セリ

一 裁判所構成法 (百五十七條) 分テ五編トス

第一編 裁判權 (八條)

第二編 裁判所及ヒ檢事局 (五十四條)

第三編 裁判所檢事局ノ官吏 (五十二條)

第四編 司法事務ノ取扱 (三十三條)

第五編 司法行政ノ職務及ヒ權 (十條)

(該法ハ取調委員會ノ外務省ニ在リシ件既ニ大体ノ議
 決ヲ済セリ本会ニ於テハ再閱シテ些少ノ修正ヲ加ヘ
 タルニ過キス)

一 民法 (千五百條) 分テ四編トス

第一編 財産 (六百條)

第二編 財産取得 (四百條)

第三編 担保 (三百條)

第四編 証拠 (二百條)

一 商法 (千五百五十條) 分テ四編トス

第一編 商ヒ一般 (八百九十條)

第二編 海商 (百五十條)

第三編 倒産 (九十五條)

第四編 商事ニ係ル爭論 (十五條)

一 民事訴訟法 (九百條) 分テ九編トス

第一編 総則 (百八十七條)

第二編 第一審ノ訴訟手續 (百九十四條)

第三編 上訴 (七十九條)

第四編 再審 (二十九條)

第五編 為替訴訟 (十三條)

第六編 婚姻事件及ヒ禁治産事件 (四十八條)

第七編 強制執行 (三百〇二條)

第八編 公示催告手續 (二十七條)

第九編 仲裁々判手續 (二十一條)

以上四箇ノ法按目今取調ノ運ヒ左ノ如シ

一 裁判所構成法 上奏中

一 民法、第一編第二編全部及第三編ノ過半ヲ議了シ残余ハ第

三編ノ数十条及ヒ四編トス而シテ来ル十一月初旬ニ取調

済ノ見込

一 商法、全部議了既ニ第一編中第一章乃至第六章（三百余

条）ハ上奏中ニシテ残余ハ再閱ニ係ル本年中心ニ其再閱

モ終ルノ見込

一 民事訴訟法、第七編ノ取調中ニシテ既ニ六百条余ヲ議了セ

リ是亦来ル十二月初旬ニ全部ノ取調ヲ終フルノ見込

右ノ次第ナルヲ以テ本年中ニハ必ス予期ノ如ク法律取調事務ヲ了終スルヲ得ヘシ就テハ右法律ニ関スル向後ノ手續順序如何ハ今日ニ於テ予メ決シ置クニ必要ナリ先ツ

第一 二要素スルハ内閣法制局ニ於テ一応ノ審査ヲ為ス

第二 元老院ノ議決ヲ經ル

第三 右議決次第頒布スル（実施ハ後ニスルモ）

第四 頒布ニ遠カラサル時期ニ於テ英文ニ反訳スル

然ルニ法制局ノ審査元老院ノ議決ニ係ルヘキ法律ノ条數三千五

百条ノ多キニ達スルヲ以テ尋常ノ方法ニ依リ審査ヲナスハ其

頒布ニ到ルマテハ三四年ノ日子ヲ要スルニ必定ナラン而シテ頒布

ノ期ハ来年ニ迫レリ英訳モ亦頒布ヲ逐フテ来年中ニハ成功セシ

メサル可ラス実ニ非常特殊ノ方法ニ依ルニ非レハ到底此目的ヲ

達スルヲ得サルヘシ故ニ今仮リニ法制局及ヒ元老院ニ於テ諸

法律ヲ審議スルノ課程ヲ定メ月表トナス左ノ如シ

法律ヲ審議スルノ課程ヲ定メ月表トナス左ノ如シ

十月	十一月	十二月	一廿二年 一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
法制局ノ審査	民法財産編 六〇〇条	民法財産編 取得編 四〇〇条	商法第一編 第七章以下 全編 凡四五〇条	商法第二編 第三編 第四編 凡四〇〇条	民法担保編及証拠編 凡五〇〇条	訴訟法第一乃至第四編 凡四八〇条	訴訟法第五乃至第九編 凡四三〇条		
元老院ノ議決 別表參見 スヘシ	裁判所構成法 全部 四回ノ會議	商法第一編 六章	民法取得編 八章	民法取得編 七回同	商法第一編第七章乃至第十二章 六回同	商法第二編第三編第四編 (抹消) 第二章 八回同	民法担保編及証拠編 (抹消) 第十八章 十回同	訴訟法第一乃至第九編 九章 十回同	訴訟法第五乃至第九編 九章 十回同
(最終ノ頒布ノ月トス)									

頒布及英訳ニ付テハ元老院議決ノ翌月ニ頒布シ頒布ト同時ニ英訳ヲ始ムルノ見込ナリ故ニ廿二年七月ヲ以テ右四法ノ頒布ヲ終ルヘキ予定ナリ

諸法律ニ関スル元老院會議割表

(明治廿一年十月中ニ議決スヘキ分)

一 裁判所構成法

第一回ノ會議 第一編 裁判權 (八条)

第二回同 第二編 裁判所及ヒ檢事局 (五十四条)

第三回同 第三編 裁判所及ヒ檢事局ノ官吏 (五十二条)

第四回同 第四編 司法事務ノ取扱 (三十三条)

〔第五回同〕 第五編 司法行政ノ職務及ヒ權 (十條)

〔(明治廿二年一月中ニ議決スヘキ分)〕

一 民法

第一編 財産 (六百條)

総則

第一回ノ會議

第一部 物權

第一章 所有權

第二章 用益權

第三章 賃貸借

第四章 占有

第五章 地役

第二部 人權

第一章 義務ノ原由

第二章 義務ノ効力

第三章 義務ノ消滅 附天然義務

〔(明治廿二年一月中ニ議決スヘキ分)〕

第二編 財産取得 (四百條)

総則

第九回同

第一章 先占

第二章 附添

第三章 善意ノ果実摘取

第四章 引渡

第五章 徵収

第六章 公費

第十回同

第七章 没収 一條

第八章 法律ノ附与 二條

第九章 遺贈 十六條

第十章 無名契約 一條

第十一章 贈与 五條

第十一回ノ會議

第十二章 売買 九十三條

第十三章 交換 三條

第十四章 和解 六條

第十五章 会社 四十四條

第十六章 射倖契約 二十一條

第十三回ノ同

第十七章 消費貸借無期年金 廿四條

第十八章 使用貸借 十條

第十四回ノ同

第十九章 寄托 二十四條

第二十章 代理 三十條

第十五回ノ同

第二十一章 勞務ノ賃貸借 三十五條

第二十二章 畜借 十條

〔(明治廿二年四月中ニ議決スヘキ分)〕

第三編 担保 (三百十四條)

第一部 对人担保

総則

第十六回ノ同

第一章 保証 四十八條

第十七回ノ同

第二章 連帶 四十五條

第二章 物上担保

第一章 留置權 五條

第十八回 同	第二章 動産質	二十条
第十九回 同	第三章 不動産質	十五条
第十九回 同	第四章 先取特権	六十五条
第二十回 同	第五章 抵当	百十三条

第四編 証拠及特効 (百八十六条)

第一部 証拠

第廿一回 同	総則	五条
第廿一回 同	第一章 裁判官経験	十三条
第廿二回 同	第二章 人為証拠	七十九条
第廿三回 同	第三章 推測	十五条

第二部 時効

第廿四回 同	第一章 時効ノ性質	十一条
第廿四回 同	第二章 時効拋棄	四条
第廿四回 同	第三章 時効中断	二十条
第廿四回 同	第四章 時効停止	十三条
第廿四回 同	第五章 不動産取得時効	七条
第廿四回 同	第六章 動産取得時効	六条
第廿四回 同	第七章 免責時効	四条
第廿四回 同	第八章 特別時効	十一条

(朱書) (明治廿一年十一月廿二議決スヘキ分)

一 商法

(朱書)

第一回ノ會議	総則	三条
第一回ノ會議	第一編 商ヒ一般 (八百九十条)	十三条
第一回ノ會議	第一章 商事及ヒ商人	十三条

第二回ノ同	第二章 商業登録簿	十六条
第二回ノ同	第三章 商業屋号	八条
第二回ノ同	第四章 商業帳簿	十一条
第二回ノ同	第五章 代理人	二十四条
第三回ノ同	第六章 商社	二百四十二条

(朱書) (明治廿二年二月中ニ議決スヘキ分)

第四回ノ同	第七章 契約	百四十五条
第五回ノ同	第八章 商業取次人仲買人	百廿一条
第六回ノ同	第九章 売買	五十六条
第七回ノ同	第十章 債	四十五条
第八回ノ同	第十一章 保險	七十五条
第九回ノ同	第十二章 為替手形	百廿七条

(朱書) (明治廿二年三月中ニ議決スヘキ分)

第二編 海商 (百五十条)

第十回ノ同	第一章 船舶	十条
第十回ノ同	第二章 船舶所有者	十五条
第十回ノ同	第三章 船舶債主	十二条
第十一回ノ同	第四章 船長及船員	二十七条
第十二回ノ同	第五章 運漕契約	三十二条
第十三回ノ同	第六章 海天	十七条
第十三回ノ同	第七章 船舶書入契約	七条
第十四回ノ同	第八章 海上保險	廿七条
第十四回ノ同	第九章 時効	三条

第三編 倒産 (九十五条)

(朱書)

第十五回ノ同

第一章	倒産	五	条
第二章	倒産ノ結果	十一	条
第三章	先取権	七	条
第四章	警備処分	六	条
第五章	倒産品ノ管理及売却	十四	条
第六章	債主	廿五	条
第七章	和解	七	条
第八章	配当	五	条
第九章	有罪倒産	四	条
第十章	一身上ニ係ル倒産 <small>(加筆)</small> 結果	五	条
第十一章	支払猶予	六	条

第十六回ノ会議

第四編 商事ニ係ル争論

第一章	仲裁	八	条
第二章	裁判執行	七	条

(朱書) 第十七回ノ同

一 訴訟法

第一編 総則 (百八十七条)

第一章	裁判所	四十	一条
第二章	原告被告	六十	一条
第三章	訴訟手續	八十六	一条

第二編 第一審ノ訴訟手續 (百九十四条)

第一章	地方裁判所ノ訴訟手續	百七十一	一条
第二章	区裁判所ノ訴訟手續	三十三	一条

第三編 上訴 (七十七条)

(朱書)

第一章	控訴	三十九	一条
第二章	上告	廿六	一条
第三章	抗告	十二	一条

第九回ノ同	第四編	〔抹消〕〔加筆〕	〔再〕〔再〕審 (二十九条)
-------	-----	----------	----------------

(朱書) 第十回ノ同

(朱書) 第十一回ノ同

(朱書) 第十二回ノ同

第一章	婚姻事件及ヒ禁治産事件	四十九	一条
第二章	婚姻事件ノ訴訟手續	十九	一条
第三章	禁治産事件ノ訴訟手續	三十	一条

第七編 強制執行 (三百〇二条)

第一章	総則	六十五	一条
第二章	金錢ノ債權ニ付テノ強制執行	二百〇一	一条
第三章	金錢ノ支払ヲ目的トセサル債權ノ為メノ強制執行	十	一条
第四章	仮差押及ヒ仮処 <small>(分九)</small>	廿六	一条
第五章	公示催告手續	二十八	一条
第六章	仲裁裁判手續	二十二	一条

(朱書) 第十三回ノ同

(朱書) 第十四回ノ同

(朱書) 第十五回ノ同

(朱書) 第十六回ノ同

(朱書) 第十七回ノ同

(朱書) 第十八回ノ同

〔注記1〕

〔局甲一五二〕

〔注記2〕

〔三ノ三〕

〔注記3〕

〔秘〕

〔明治廿一年 公文雜纂一〕
〔内閣各局〕 2A, 13, ⑦70〕